

特集

「スクールロイヤー等の実態と
今後の展望」について



特集にあたって

文部科学省（以下「文科省」という。）では、2020年頃まで、弁護士と学校の関わりについて、保護者の不当・過剰な要求への対応・教員の負担軽減、いじめの予防・対応、虐待防止等様々な文脈で議論がされた。そして、2020年度には都道府県及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費について、普通交付税措置が講じられることとなった。また、当連合会では、2018年1月18日付で「[スクールロイヤー]の整備を求める意見書」を公表したほか、文部科学省が2020年12月に発表した「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を踏まえ、2020年12月28日付けで各弁護士会宛てに「学校・教育委員会に対する弁護士の関わりの在り方について（情報提供）」（以下「本件情報提供文書」という。）を発出した（これらの内容については年表の記載をご参照されたい。）。

しかし、実態として本件情報提供文書に記載された業務についてどの程度の数の弁護士が関わっているかについて明らかではなかった。そこで、2021年9月より、当連合会では全会員向けにアンケートを実施した。また、文科省も各教育委員会向けに法務相談体制の整備に関する調査を実施しており、ウェブサイトでは「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査結果」（令和3年度間及び令和4年度間のもの）を公表している。

前述の当連合会及び文科省の調査以前には、弁護士による学校への関わり方が多様であることや、ある制度がスクールロイヤーの概念に対応する制度であるか否かの判断が困難であること、また、学校に関わっている弁護士全体を把握するためには全弁護士向けにアンケートを取る必要があり、多大な時間及び労力がかかることも影響して、学校と弁護士の関わりを全国的に調査したデータは殆どなかった。また、当連合会による弁護士側の調査結果のみならず、文科省による教育委員会側の調査結果も参照することで、より多角的に現在の学校と弁護士の関わりを把握することが可能となった。

したがって、これらの調査により得られた知見について提供し、今後の学校と弁護士の関わりの在り方に関する議論の発展に貢献するため、本特集を組むこととした。

なお、本特集においては、スクールロイヤーという呼称であるか否かに関わらず、学校に何等かの形で関与している弁護士を「スクールロイヤー等」と呼ぶものとするが、当連合会が実施したアンケートでは、正確に実態を把握するため「スクールロイヤー等」という言葉は使用せず、弁護士の具体的なかわり方に焦点を当てて調査をしている点にご留意いただきたい。

今までの主な出来事等

当連合会等及び文科省の主な政策等について以下に年表形式でまとめた。

なお、以下の年表では、各単位会での活動については掲載していないが、2002年には大阪府教育委員会において、学校からの支援要請に応じて弁護士と社会福祉士をケース会議に派遣する「子どもサポートグループ」が設置されたり（日本弁護士連合会「自由と正義」2018年1月号）P53「スクールロイヤー制度化の経緯とその意義・目的」参照）、また、2012年には岡山弁護士会民暴委員会にて教育対象暴力に関する無料相談を実施し、その後、岡山市教育委員会や岡山県教育委員会から不当要求対応の専門弁護士の派遣の要請を受けるなど、各単位会においても様々な活動がある点にご留意いただきたい。

資料 特1-1 当連合会等及び文科省の主な政策等

	当連合会等	文科省
2013年10月11日		「いじめの防止等のための基本的な方針」策定 弁護士の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」や重大事態（いじめ防止対策推進法28条1項）に基づく調査への参加等が記載される。
2014年8月	近畿弁護士会連合会民暴委員会夏期研修「教育対象暴力の実情と対策」の研究発表	

	当連合会等	文科省
2015年10月30日	近畿弁護士会連合会 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会「事例解説 教育対象暴力～教育現場でのクレーム対応～」の発刊	
2015年12月21日		中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」 「日本弁護士連合会の民事介入暴力対策委員会では、平成22年から行政対象暴力の一形態として教育対象暴力の検討が行われている。国、教育委員会はこのような関係機関・団体とも連携して、不当な要望等への対応について、学校現場に対する情報提供等を進めていくべきである。」と、「不当な要望等」への対応のための弁護士との連携が具体的な改善方策として提案された。
2016年1月25日		「次世代の学級・地域」創成プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～（文部科学大臣決定） 「学校のマネジメント機能の強化」の方策として「学校が保護者や地域からの要望等に的確に対応できるよう、弁護士等の専門家が教職員を支援する仕組みの構築を促進する。」とされる。
2016年8月24日	2016年度当連合会子どもの権利委員会夏季合宿 第3企画にて「スクールロイヤー導入に関する事例紹介」を実施。	
2017年度～2019年度		「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用」に関する調査研究事業を実施。 法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施した。
2017年12月26日		「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学大臣決定）（以下「2017年決定」という。） 「家庭との対応の関係で保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める。」とされる。
2018年1月18日	「『スクールロイヤー』の整備を求める意見書」を公表。同意見書では、「スクールロイヤー」を「各都道府県・市町村の教育委員会、国立・私立学校の設置者において、学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士」と定義した。そして「学校側の代理人となって対外的な活動を行うものではなく、「度を過ぎた違法な要求があるために学校側の代理人が保護者等と直接交渉する必要がある場合には、別の弁護士が教育委員会ないし学校法人から委任を受けて行うべき」としている。	
2018年1月	『自由と正義』2018年1月号の特集で「スクールロイヤー制度化の経緯とその意義・目的」を掲載。	
2018年2月9日		「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」（29文科初第1437号平成30年2月9日）において2017年決定を改めて周知。
2018年8月29日	2018年度当連合会子どもの権利委員会夏季合宿 第4企画にて「子どものためのスクールロイヤーをいかに広めるか」を実施。	
2019年1月25日		「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（中央教育審議会）。 教員の長時間労働の問題が顕在化してきている中で、「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からの助言が必要な場合」に「学校が組織として対応できるよう」「法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進めるべき」と、スクールロイヤー等の活用が提言された。



	当連合会等	文科省
2019年3月19日		<p>「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(児童虐待防止対策に関する関係関係会議決定)</p> <p>同年1月に発生した千葉県野田市における小学4年生の児童が虐待を受けて死亡した事件では、野田市教育委員会が保護者に対して、当該児童が虐待を受けている事実が記載されたアンケートを渡したことが、虐待死を起こした要因であるとして、大きく問題とされた。そして、そのような虐待事案に関する再発防止策としてもスクールロイヤーの配置が提言された。</p>
2019年9月27日	<p>関東弁護士会連合会シンポジウム</p> <p>第一分科会にて「学校と弁護士の連携～弁護士による学校へのサポート～」をテーマに講演を実施</p>	
2019年12月6日	<p>当連合会会員向けにイーラーニング「学校における法律相談 スクールロイヤー養成講座」を公表</p>	
2020年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・各単位会へ「教育行政に係る法務相談体制に関する文部科学省の取組みについて(情報提供)」の発出 ・文科省に対しスクールロイヤー配置アドバイザーを派遣 	<p>「教育行政に係る法務相談体制の充実について」(文部科学省事務連絡)を公表。</p>
2020年1月24日		<p>「令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」(総務省自治財政局財政課事務連絡)</p> <p>都道府県及び政令指定都市の教育委員会に対して、弁護士等への法務相談経費に係る普通交付税措置がなされることとなった。</p>
2020年度～		<p>普通交付税措置の実施</p>
2020年8月25日	<p>2020年度当連合会子どもの権利委員会夏季合宿企画「スクールロイヤーの現状と課題」の実施</p>	
2020年12月	<p>「学校・教育委員会に対する弁護士の関わりの在り方(情報提供)」を各単位会に発出。</p> <p>学校等との関わりは、意見書が「スクールロイヤー」と定義した活動も含め様々な形態があること等を周知。</p>	<p>「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き(第1版)」を公表。</p> <p>学校・教育委員会と弁護士の関わり方を助言・アドバイザー業務、代理・保護者との面談への同席等、研修、出張授業と類型化し、その制度化にあたっての留意点、具体的事例等をまとめた。</p>
2021年5月	<p>『自由と正義』の特集で「スクールロイヤーの制度と実務」掲載</p>	
2022年3月18日	<p>第1回スクールロイヤー等経験交流集会を実施</p>	
2022年9月～10月	<p>「弁護士の学校等への関わりの在り方に関するアンケート」の実施</p>	
2022年2月		<p>「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き(第2版)」を公表。</p> <p>「学校の特徴や教育の特性等を踏まえて学校・教育委員会と弁護士とで共通理解を図っておくべき事項」等の追加。</p>
2022年10月		<p>「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査(令和3年度間)」を公表。</p>
2023年2月		<p>学校・教育委員会と弁護士とで相互理解を深めるワークショップ型研修用の資料を公表。</p>
2023年3月10日	<p>第2回スクールロイヤー等経験交流集会を実施</p>	
2023年11月		<p>「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査(令和4年度間)」を公表。</p>

第2章

当連合会のアンケート



特集

第1編

第2編

第3編

第4編

🏠 調査概要

今回実施したアンケート調査（以下「本調査」という）の概要は以下のとおりである。

タイトル：「弁護士の学校等への関わりの在り方に関するアンケート」

調査実施期間：2021年9月8日～2021年10月29日

調査対象者：全会員（約43,000人）

調査対象期間：2019年9月から2021年8月まで2年間

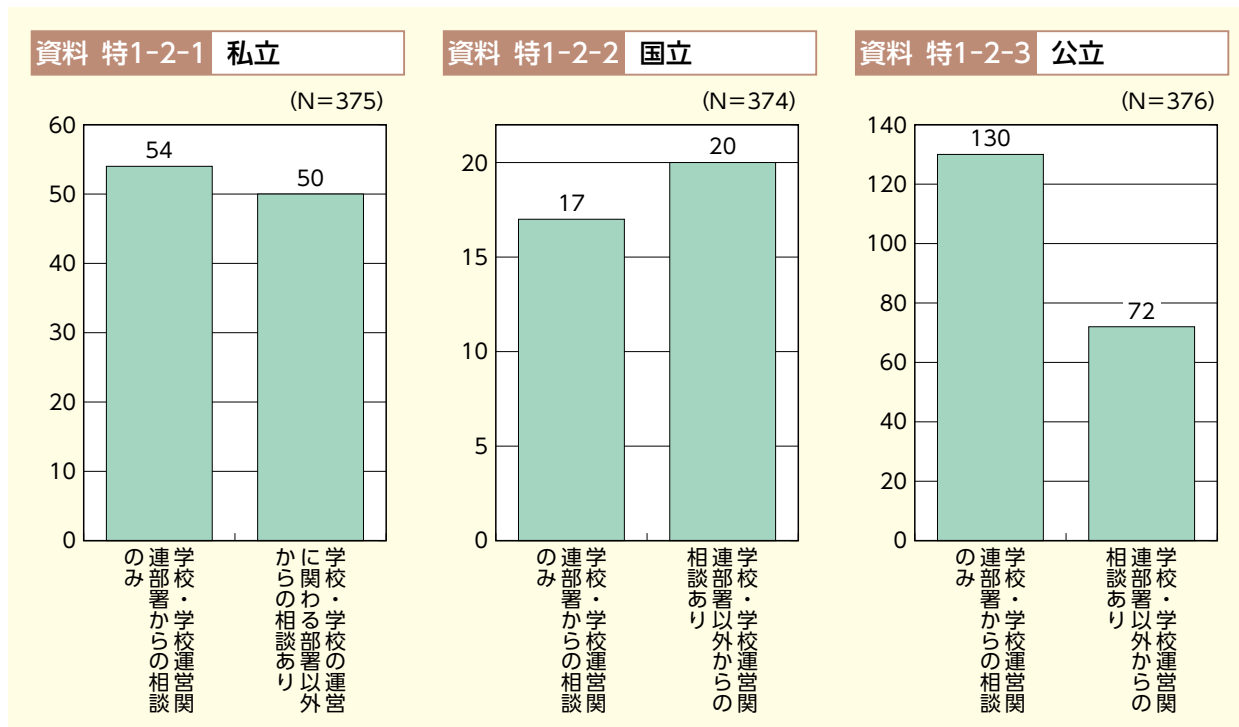
回答者：509人（回答率：1.18%）

「調査対象期間」は、アンケートの回答者が実際に学校に関わる業務（助言・代理、出張授業、研修、組織としての活動、その他）を行った期間である。現在学校業務を行っている弁護士の実態を把握するために期間を制限したが、コロナ禍で活動が減少した可能性も考慮し、対象期間を2年とした。

なお、アンケートの回答は任意であるため実際には学校に関わっているもののアンケートに回答していない弁護士の存在も考えられ、また、教育委員会等に勤務するにあたって弁護士資格を抹消している有資格者はアンケートの対象外となっている点にご留意いただきたい。

🏠 助言・代理

(1) 助言の有無



以下の選択肢の中で、公立学校の「学校又は学校の運営に関わる部署からのみ相談を受けている」と回答した弁護士が最も多かった（130人）。

●私立学校

- ・「学校又は学校の運営に関わる部署からのみ相談を受けている」（以下「私立・有①」）

- ・「学校又は学校の運営に関わる部署からのみならず、それ以外の部署の相談を受けている」（以下「私立・有②」）

●国立学校

- ・「学校又は学校の運営に関わる部署からのみ相談を受けている」（以下「国立・有①」）
- ・「学校又は学校の運営に関わる部署からのみならず、それ以外の部署の相談（学校法人の運営、教員以外の労務問題、学校とは関わりがない契約のレビュー又はトラブルへの対応等）を受けている」（以下「国立・有②」）

●公立学校

- ・「学校又は学校の運営に関わる部署からのみ相談を受けている」（以下「公立・有①」）
- ・「学校又は学校の運営に関わる部署からのみならず、それ以外の部署の相談を受けている」（以下「公立・有②」）

公立学校の場合、「学校又は学校の運営に関わる部署からのみ相談を受けている」弁護士が、それ以外の部署からも相談を受けている弁護士よりも多く、他方、私立学校・国立学校の場合、学校又は教育委員会からのみ相談を受けている弁護士と、それ以外の部署からも相談を受けている弁護士は同程度である。

(2) 私学助言×公立助言×国立助言

また、どの校種の学校又は学校の設置者に対して助言をしているかについてクロス集計をした結果が以下である。

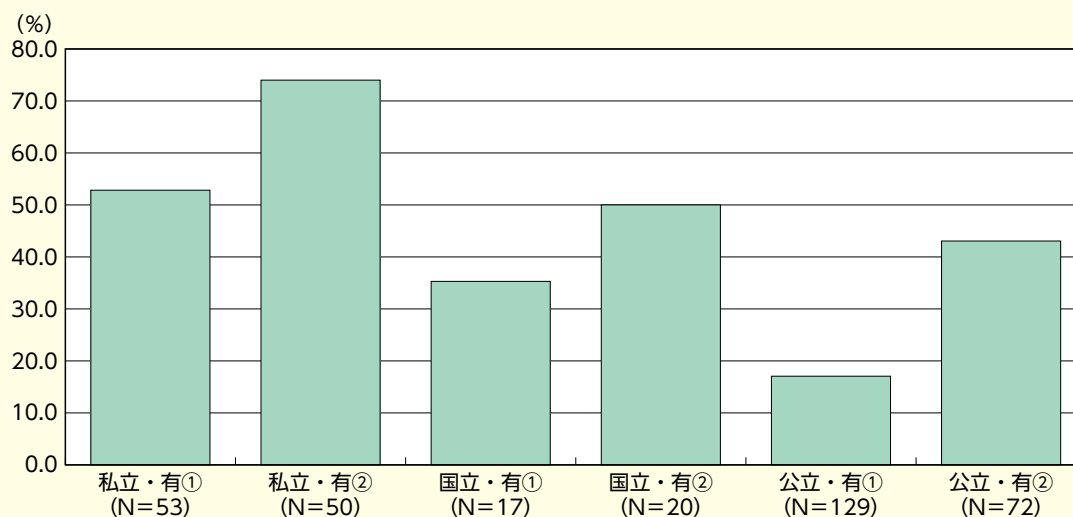
資料 特1-2-4 助言している校種の数

1つ	183	74.4%
2つ	48	19.5%
3つ	15	6.1%

183人・74.4%が単一の校種に対する助言のみ経験していることから、その知見を共有するに当たっては、各校種の特長も踏まえた検討も必要となると考えられる。なお、公立学校のみから相談を受けている者が最も多く、133人・54.1%であった。

(3) 助言×代理

資料 特1-2-5 当該校種において代理を経験した割合



各校種の学校からの相談を受けたことがあるか否か、また、代理人としての活動の経験の有無のクロス集計の結果が資料 特 1-2-5 のとおりである。

私立学校の場合には、学校又は学校運営関連部署からのみ相談を受けている弁護士であっても、53人中28人(52.8%)が代理人としての活動を経験している。私立学校で学校又は学校運営関連部署以外からの相談もを受けている場合には、50人中37人(74%)が代理人として活動をしている。

他方、公立学校の場合は、学校又は学校運営関連部署からのみ相談を受けている場合は129人中22人(17.1%)、学校又は学校運営関連部署以外からも相談を受けている場合は72人中31人(43.1%)でありいずれも、代理人としての活動を経験している割合は私立学校よりも低い。

私立学校の助言をしている弁護士の方が、当該校種における代理人としての活動の経験をしている割合が高いことがうかがえる。ただし、そのような状況となっている背景要因については、今後検討が必要である。

(4) 代理の可否×子ども学校業務

資料 特1-2-6 代理の可否と子ども・学校業務の経験の有無

	私立 可能 (N=38)	私立 不可能 (N=9)	私立 両方 (N=6)	国立 可能 (N=9)	国立 不可能 (N=6)	国立 両方 (N=1)	公立 可能 (N=37)	公立 不可能 (N=81)	公立 両方 (N=8)
交渉代理・訴訟代理(对学校等)	36.8%	66.7%	50.0%	33.3%	83.3%	0.0%	43.2%	39.5%	37.5%
交渉代理・訴訟代理(対児童生徒・保護者)	39.5%	44.4%	33.3%	55.6%	83.3%	0.0%	29.7%	28.4%	25.0%
児童相談所関連	15.8%	33.3%	0.0%	11.1%	50.0%	0.0%	21.6%	24.7%	25.0%
自治体子どもオンブズマン	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%
子どもの手続代理人	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	6.2%	0.0%
未成年後見	23.7%	44.4%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	13.5%	40.7%	50.0%
少年付添人等	36.8%	77.8%	50.0%	33.3%	66.7%	0.0%	43.2%	61.7%	87.5%
犯罪・性暴力被害者支援	18.4%	11.1%	16.7%	11.1%	16.7%	0.0%	24.3%	21.0%	37.5%
保護者から虐待を受けた子どもへの支援	15.8%	44.4%	16.7%	22.2%	66.7%	0.0%	8.1%	21.0%	0.0%
無料電話相談・LINE相談対応	23.7%	44.4%	0.0%	11.1%	50.0%	0.0%	13.5%	30.9%	62.5%
子ども支援の非営利法人の構成員・役員又はサポート	5.3%	22.2%	16.7%	11.1%	33.3%	0.0%	8.1%	11.1%	12.5%
教職員からの法律相談又は交渉・訴訟代理(对学校等)	18.4%	44.4%	0.0%	11.1%	66.7%	0.0%	21.6%	13.6%	12.5%
上記以外の教職員に関わる業務	10.5%	22.2%	50.0%	11.1%	16.7%	0.0%	13.5%	12.3%	25.0%
いずれも経験していない	18.4%	11.1%	16.7%	22.2%	0.0%	100.0%	16.2%	9.9%	0.0%

学校又は学校の設置者に対して助言する場合の代理の可否（「両方」というのは両方の形態のクライアントがいるとの回答である）に関する質問と、子ども・学校分野に関する業務の経験の有無についての質問のクロス集計をしたのが資料 特 1-2-6 である。

資料 特 1-2-6 から、更に、項目ごとに、代理が不可能であると回答した弁護士の割合と、代理が可能であると回答した弁護士の割合の差を求めたのが、以下の資料 特 1-2-7 である（赤字部分がマイナスとなっている部分である）。

資料 特1-2-7 子ども・学校分野の業務に関する経験の差

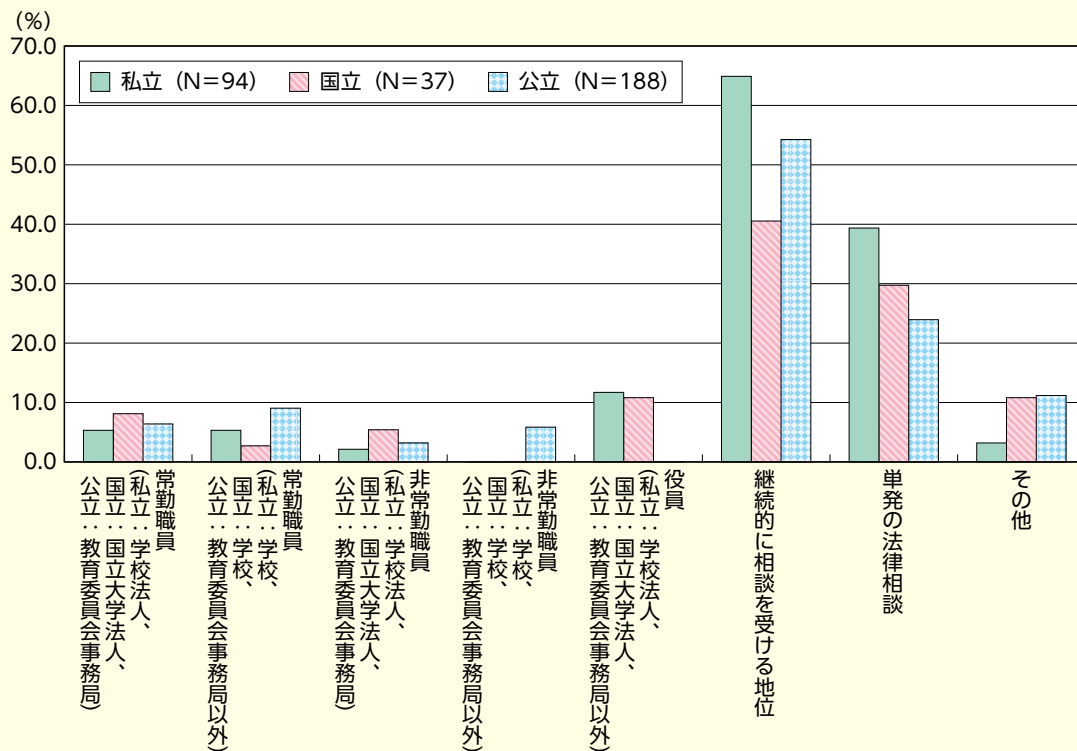
	私立不可能 － 私立可能	国立不可能 － 国立可能	公立不可能 － 公立可能
交渉代理・訴訟代理（对学校等）	29.8%	50.0%	-3.7%
交渉代理・訴訟代理（対児童生徒・保護者）	5.0%	27.8%	-1.3%
児童相談所関連	17.5%	38.9%	3.1%
自治体子どもオンブズマン	0.0%	0.0%	2.5%
子どもの手続代理人	22.2%	16.7%	6.2%
未成年後見	20.8%	33.3%	27.2%
少年付添人等	40.9%	33.3%	18.5%
犯罪・性暴力被害者支援	-7.3%	5.6%	-3.3%
保護者から虐待を受けた子どもへの支援	28.7%	44.4%	12.9%
無料電話相談・LINE 相談対応	20.8%	38.9%	17.4%
子ども支援の非営利法人の構成員・役員又はサポート	17.0%	22.2%	3.0%
教職員からの法律相談又は交渉・訴訟代理（对学校等）	26.0%	55.6%	-8.0%
上記以外の教職員に関わる業務	11.7%	5.6%	-1.2%
いずれも経験していない	-7.3%	-22.2%	-6.3%

これを見ると、私立学校においては、13 項目中 12 項目、国立学校においては 13 項目全て、公立学校においては 13 項目中 8 項目で「代理が不可能である」と回答した弁護士の子どもの学校業務を経験している割合が高いことが認められる。

他方、「いずれも経験していない」との回答の割合は、代理が可能であると回答した弁護士の方が、若干高い。

(5) 助言の立場

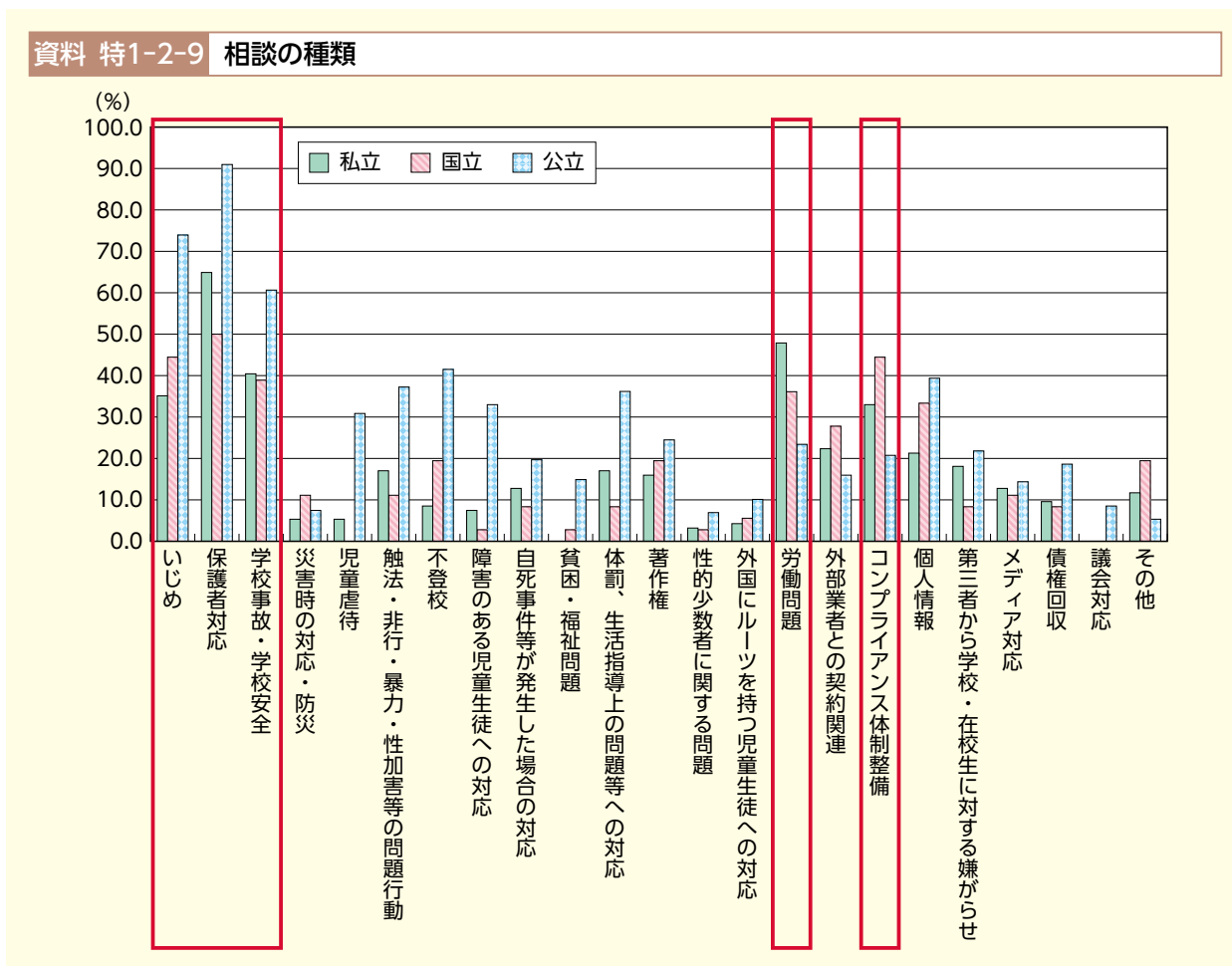
資料 特1-2-8 助言の立場 (割合)



私立学校・国立学校・公立学校のいずれにおいても、最も多いのが「継続的に相談を受ける立場」であり、次に「単発の法律相談」であった。

また、私立学校及び国立学校における役職員としての関わり方も数は少ないながらも一定数存在していることが分かる。

(6) 助言の分野



公立学校においては「いじめ」「保護者対応」「学校事故」「不登校」等の相談を受けている割合が高い。また、児童・生徒に直接関わる問題に関する項目では公立学校の方が相談を受ける割合が高い傾向にある。

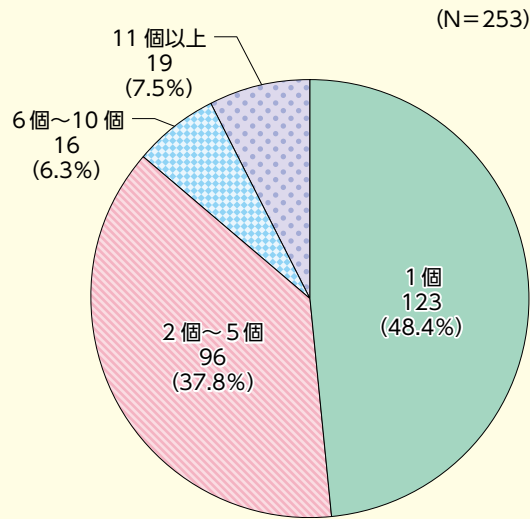
他方、私立学校で国立学校・公立学校と比較して相談を受けている割合が高い分野は「労働問題」である（47.9%）。

また、国立学校で私立学校・公立学校と比較して相談を受けている割合が高い分野は「コンプライアンス体制整備」である（44.4%）。

これらの結果から、公立学校、私立学校、国立学校それぞれにおいて相談が多い類型があることが確認できた。

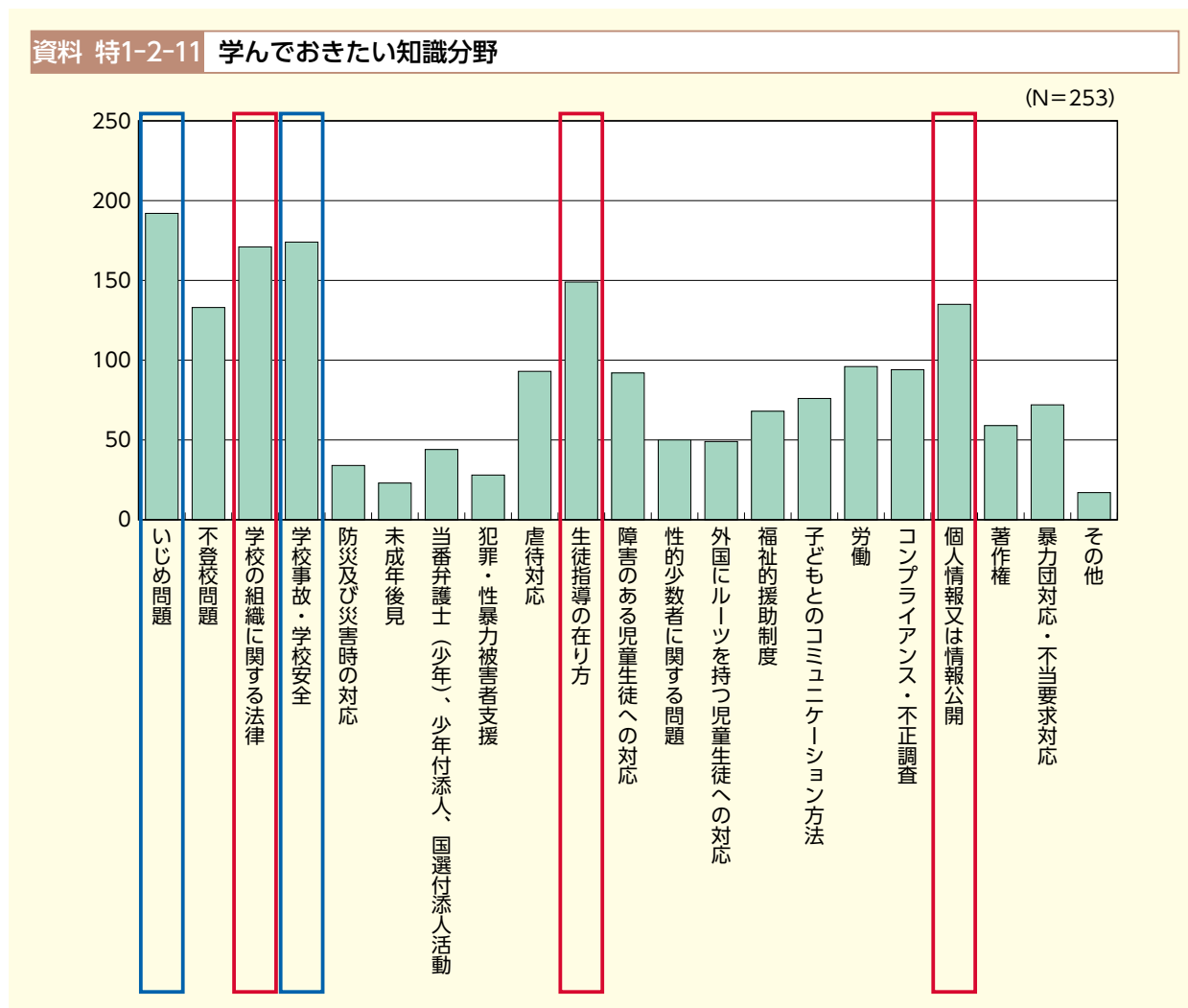
(7) 助言・代理した設置者の数

資料 特1-2-10 相談を受け又は代理した学校設置者数



相談を受け又は代理した学校設置者数のうち、最も多いのは1個（48.4%）であった。他方、11個以上の学校の設置者から相談を受け又は代理したのは19人（7.5%）であった。なお、いずれの割合も学校又はその設置者に対する助言又は代理人としての活動を経験した弁護士253人を分母として計算した割合である。学校の設置者に助言し又は代理の経験をしたことがある弁護士の約86%は、対象期間である2年間で5個以下であり、6個以上の設置者から相談を受けている弁護士の割合が5個以下の設置者から相談を受けている弁護士の割合と比較して大きく下がっていることが確認された。

(8) 学んでおきたい分野

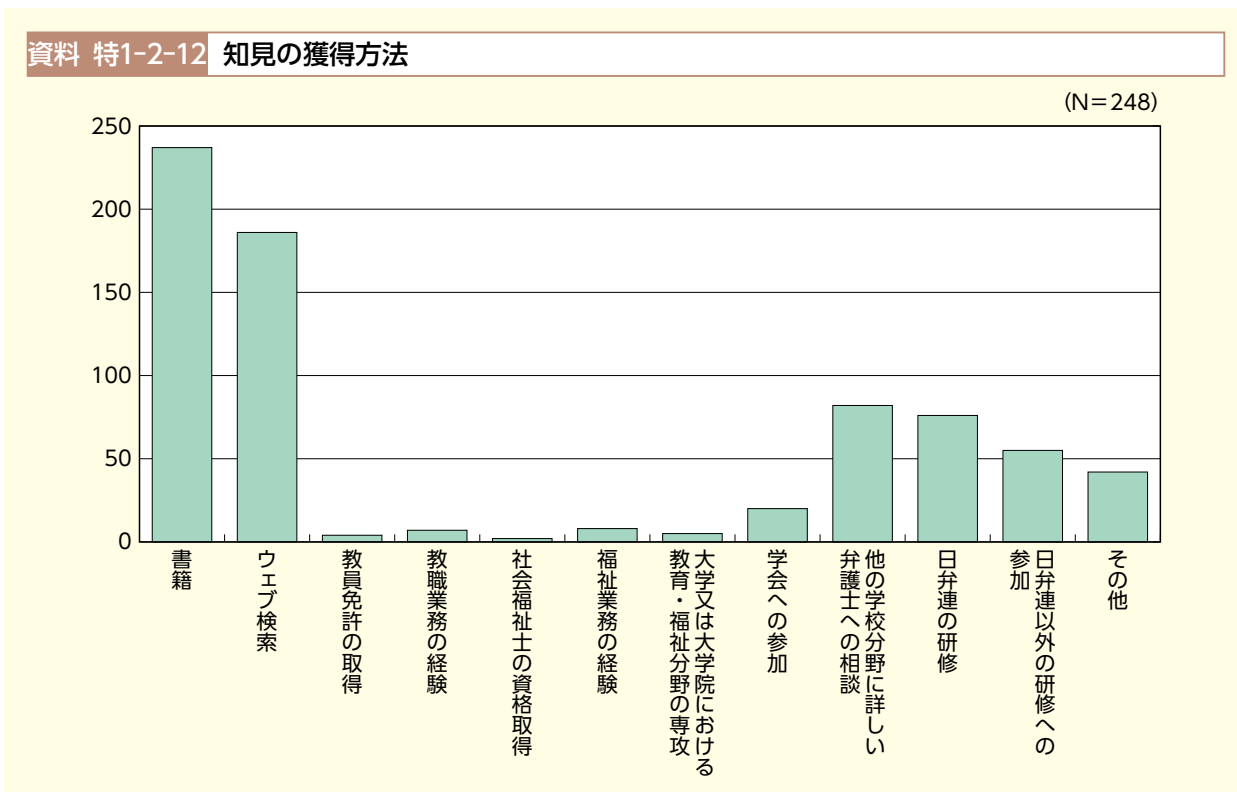


学校又はその設置者に対する助言又は代理人としての活動を経験した弁護士 253 人の中で多くの弁護士が選択した分野は以下のとおりである。

- ・「いじめ問題」(192 人・75.9%)
- ・「学校事故・学校安全」(174 人・68.8%)
- ・「学校の組織に関する法律」(171 人・67.6%)
- ・「生徒指導の在り方」(149 人・58.9%)
- ・「個人情報又は情報公開」(135 人・53.4%)

今回の調査結果の中では、「生徒指導の在り方」を選択した弁護士が多いのが特徴的である。具体的なアドバイスをするに当たって、法律知識に加え、生徒指導の在り方を学ぶ必要性を感じている弁護士が多いと思われる。また、当連合会では、いじめ及び学校事故(青囲み部分)についてeラーニングの研修を公開したが、今後他のニーズの高い分野における研修を実施することも考えられる。

(9) 知見の獲得方法



学校又はその設置者に対する助言又は代理人としての活動を経験した弁護士 253 人の中で多くの弁護士が選択した知識の獲得方法は以下のとおりである。

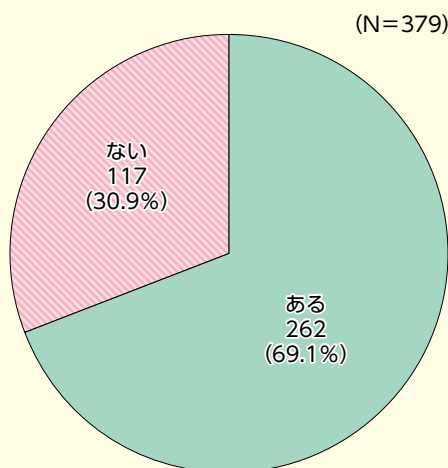
- ・書籍 (237 人・95.6%)
- ・ウェブ (186 人・75.0%)
- ・他の弁護士への相談 (82 人・33.1%)
- ・日弁連の研修 (76 人・30.6%)
- ・日弁連以外の研修 (55 人・22.2%)

なお、「その他」の中で教員に聞くという回答も多かった (16 人)。この点は、特に 12 頁で挙げられていたような生徒指導の在り方については、書籍・ウェブでは得にくい知識もあるからではないかと考えられる。

3 出張授業

(1) 出張授業の有無

資料 特1-2-13 経験の有無



出張授業の経験者は262人だった。「法律相談」(253人)、「研修」(206人)、「組織のメンバーとしての活動」(145人)、「その他」(52人)と比較して最も経験者が多かった。

(2) 出張授業の経験と、相談を受けた設置者の数

資料 特1-2-14 出張授業の経験と法律相談又は代理の経験

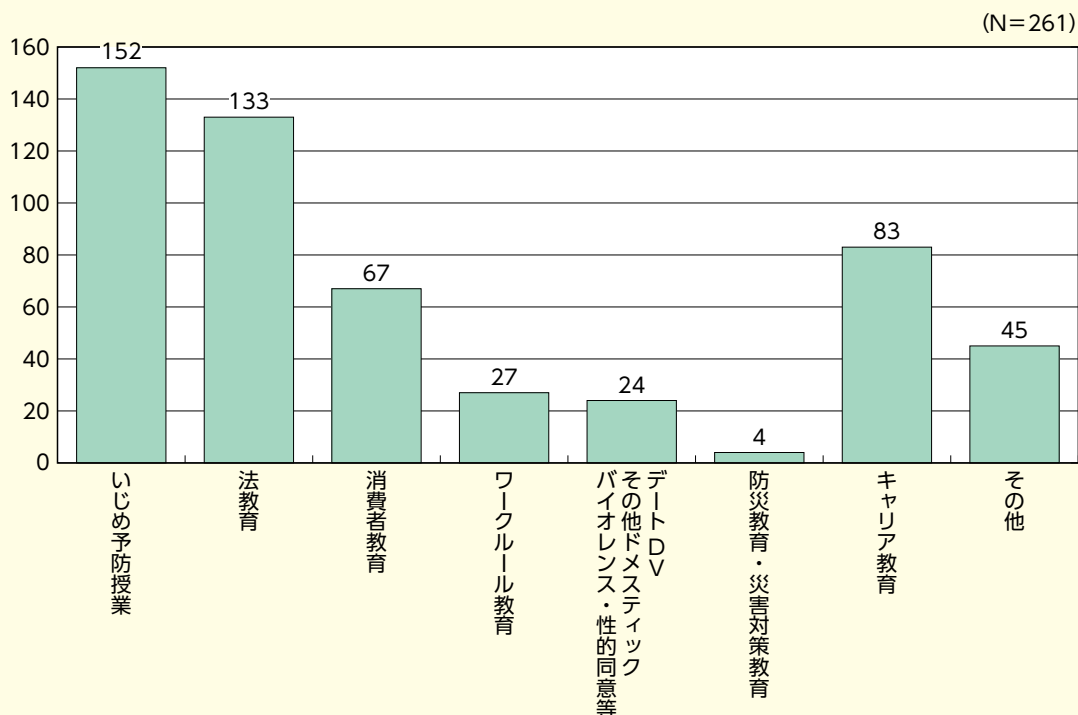
		出張授業		合計
		ある	ない	
法律相談又は代理	ある(※)	159	95	254
	ない	103	22	125
合計		262	117	379

※ある=相談を受けた設置者の数について「1個」「2個～5個」「6個～10個」「11個以上」を選択した人数の合計

資料 特1-2-14は、出張授業の経験者と、相談を受けた設置者の数のクロス集計の結果である。出張授業経験者262人中103人(39.3%)が対象期間に私立学校・国立学校・公立学校のいずれからも法律相談を受けておらず、また、1個以上の学校の設置者から相談を受け又は代理したことがある254人のうち、37.4%(95人)が出張授業を経験していない。したがって、出張授業と、法律相談又は代理のどちらかの経験をしているとしても、他方の経験をしていない弁護士も少なくないことが分かる。

(3) 出張授業の内容

資料 特1-2-15 出張授業の内容



出張授業の内容で最も多い授業の内容は「いじめ予防授業」(152人)であった。また、出張授業を経験していると回答した弁護士が261人に対し、延べ回答数が535であることからすると、出張授業の経験者は平均2.0個の内容の授業を実施していることが分かる。

なお、グラフには記載していないが、「いじめ予防授業」の経験者の34%(52人)は、いじめ予防授業以外を経験していない。学校からの要望が多く、他の分野での出張授業の経験がない弁護士もいじめ予防授業を担当していると推測される。他方、「消費者教育」「ワークルール教育」「デート DV その他ドメスティックバイオレンス・性的同意等」「キャリア教育」の内容の授業の経験者のうち、その内容以外の授業を経験していない人はいずれも10%程度であり、いずれの内容を担当している弁護士も、特定の分野ばかりでなく幅広く出張授業を行っていることがうかがえる。

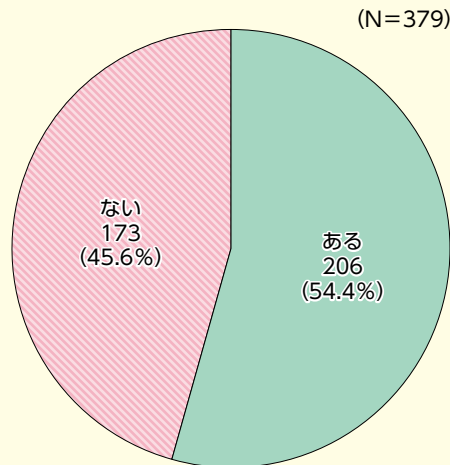
なお、「その他」としては以下の内容の回答があった。

- ・模擬裁判(8人)
- ・主権者教育(5人)
- ・暴力団排除教育(4人)
- ・選挙(4人)
- ・子どもの権利学習
- ・薬物乱用防止教室
- ・在留資格・国籍
- ・貧困問題など社会課題
- ・児童虐待
- ・ネット上での肖像権侵害等に関する問題
- ・SNS教育
- ・両性の平等教育
- ・憲法教育 等

4 研修

(1) 研修の有無

資料 特1-2-16 経験の有無

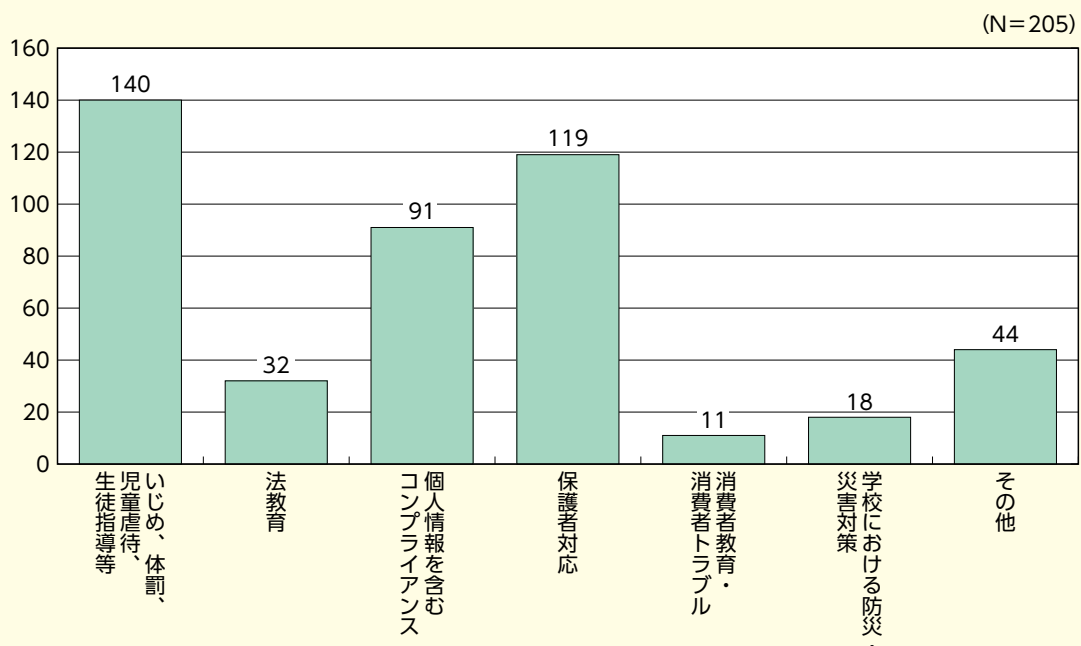


研修の経験者は206人(54.4%)であった。これは、法律相談又は代理の経験者(253人)よりもやや少ない。

なお、表は掲載していないが、研修経験者206人中51人(24.8%)が、対象期間に私立学校・国立学校・公立学校のいずれからも法律相談を受けていなかった。

(2) 研修の内容

資料 特1-2-17 研修の内容



研修の内容ごとの経験者の人数をグラフにしたのが資料 特1-2-17である。

最も多いのは、「いじめ、体罰、児童虐待、生徒指導等」(140人)であり、次に「保護者対応」(119人)、「個人情報を含むコンプライアンス」(91人)であった。

第3章

文科省のアンケート



特集

第1編

第2編

第3編

第4編

調査概要

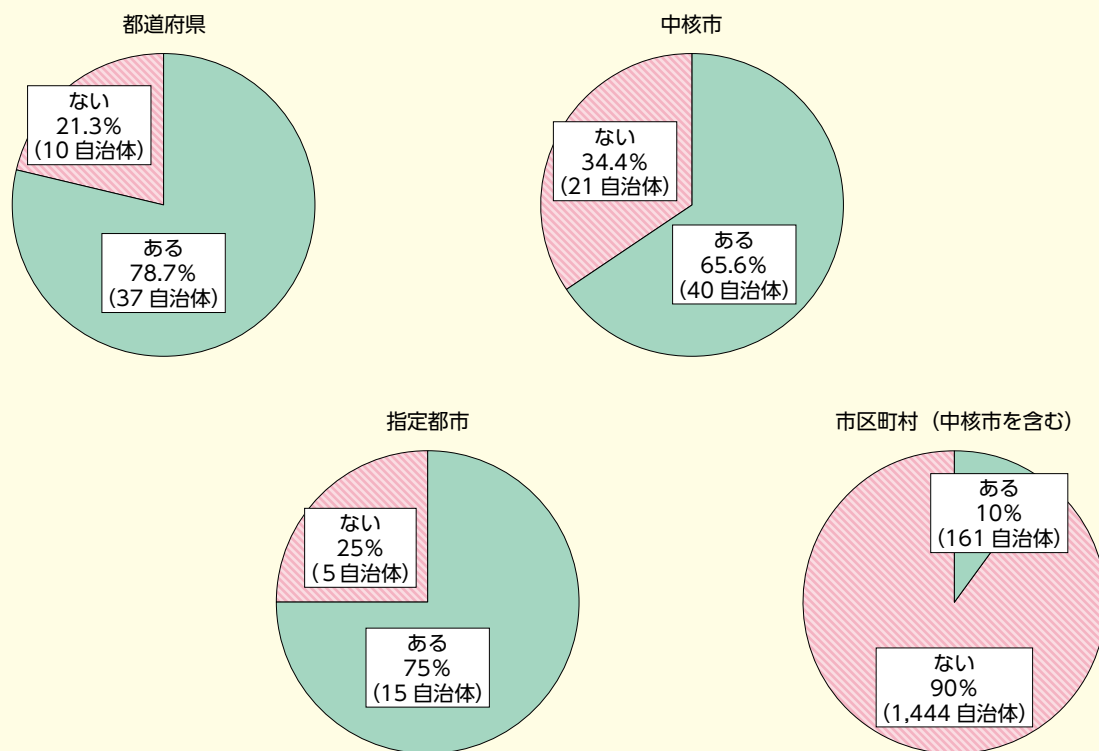
文科省は、令和3年6月に、全都道府県・指定都市67自治体、市町村教育委員会1,717自治体（特別区、共同設置の教育委員会を含み、広域連合・一部事務組合を含まない。）に対し、「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査」（以下「令和3年度調査」という。）を実施した。

調査対象は「令和3年度間または令和4年3月31日」における以下の事項についてである。ここでは、同調査の結果（一部は令和2年度間に関する調査）を抜粋し記載する。

なお、2023年11月に「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査(令和4年度間)」（以下「令和4年度調査」という。）も公表されている。編集の都合上、全て引用することはできないが、必要に応じて言及する形にしている点につき、ご了承ください。

専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制について (令和3年度)

資料 特1-3-1 専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制の有無



【※】 専ら教育行政に関与する弁護士：自治体の法務全般に関与する顧問弁護士とは別に、教育行政に係る法務相談を行うことを目的に契約している弁護士

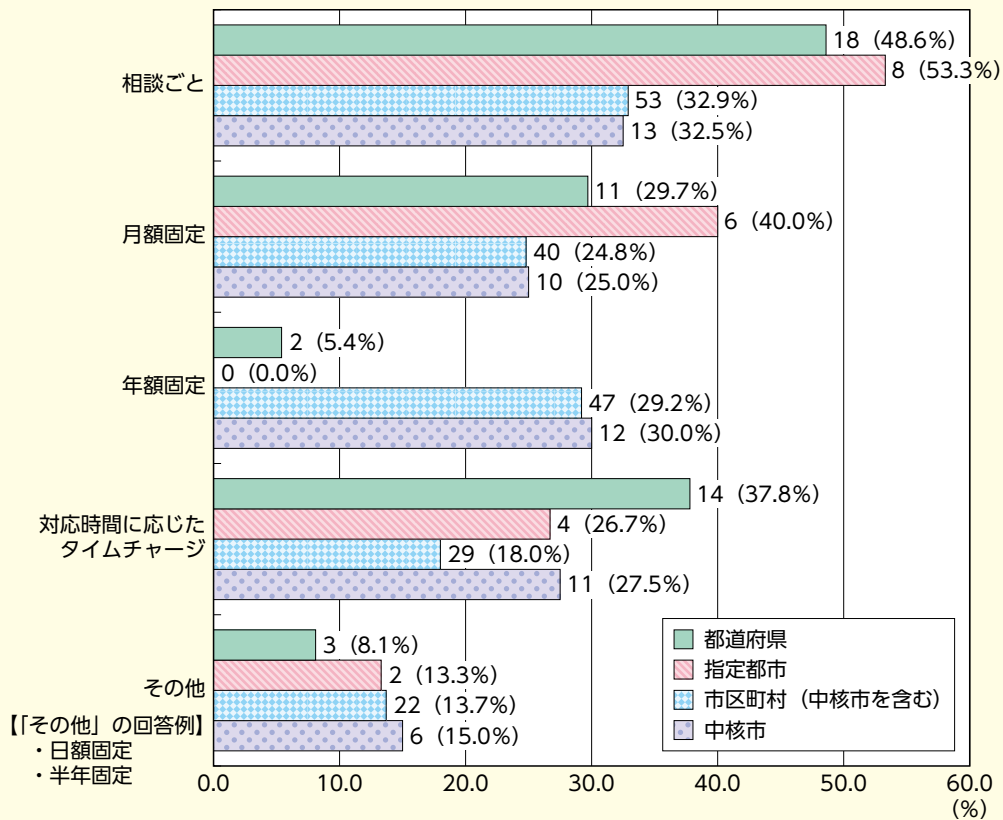
資料 特1-3-1は、専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制の有無について質問し、都道府県、指定都市、市区町村毎に割合を出したグラフである。「専ら教育行政に関与する弁護士」を調査の対象とすることで、自治体の行政全体について相談を受ける顧問弁護士と区別している。

これによると、そのような体制があると答えた自治体は、都道府県では78.7%（47自治体中37自治体）、指定都市では75%（20自治体中15自治体）であるのに対し、市区町村ではわずか10%（1,605自治体中161自治体）であった。

市区町村には規模も相当差があり、「専ら教育行政に関与する弁護士」のニーズにも自治体毎に差があることが背景と考えられる。

③ 報酬について（令和3年度）

資料 特1-3-2 弁護士への報酬の支払い方法はどのようなものか。（複数回答）



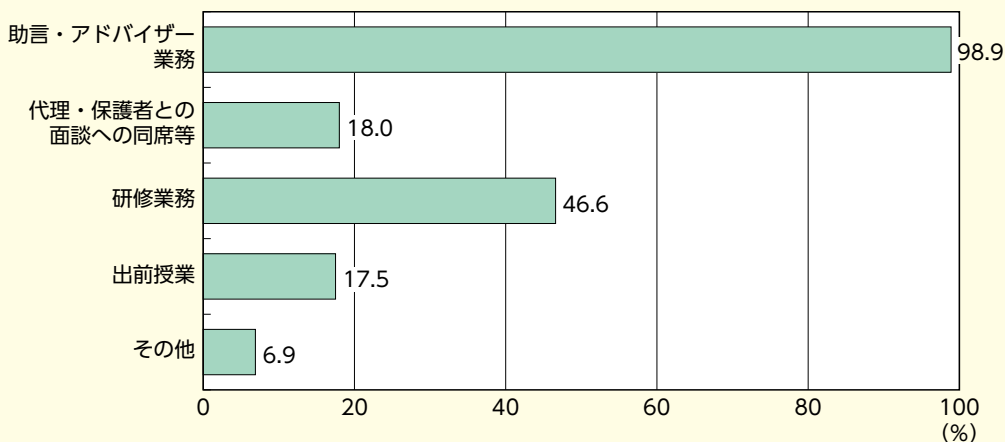
自治体に対して弁護士への報酬の支払い方法について質問をした結果をまとめたのが資料 特1-3-2である。

どの自治体も「相談毎」が最も多くなっており、その次は都道府県の場合は対応時間に応じたタイムチャージ、指定都市は月額固定、市区町村・中核市は年額固定が最も多くなっている。

ただし、いずれの支払方法も最大でも50%程度であり、どれかの支払い方法が圧倒的多数となっている状況ではない。

4 弁護士に依頼している業務の内容（令和2年度）

資料 特1-3-3 弁護士に依頼している業務の内容（複数回答）



	回答数（割合）
助言・アドバイザー業務	187 (98.9%)
代理・保護者との面談への同席等	34 (18.0%)
研修業務	88 (46.6%)
出前授業	33 (17.5%)
その他（自由記述）	13 (6.9%)

※ 括弧書きは、「教育行政専従弁護士による法務相談体制がある」と回答した教育委員会の合計（189）に占める割合

【注】 法務省「法曹の質に関する検証結果報告書」による。小数点以下2桁を四捨五入している。

文科省が実施した令和2年度間の調査に基づき、「自治体の顧問弁護士とは別に、専ら教育行政に関与する弁護士」について、依頼している業務の内容についての回答をまとめたのが資料 特1-3-3である。

これを見ると、ほとんどの自治体(98.9%)が助言・アドバイザー業務を依頼しており、半分程度(46.6%)が、研修業務を依頼していることが分かる。また、「代理・保護者との面談への同席等」については、全体としては18.0%であるが、「保護者との面談への同席等」の業務のみ依頼している場合も含まれていると考えられ、純粋に学校・教育委員会の窓口としての「代理」業務をどの程度依頼しているのか、この統計からは明らかでない。

なお、令和4年度調査によると、代理業務を依頼している自治体の数は、都道府県では2自治体(5.1%)、指定都市の中では3自治体(18.8%)、市町村等では12自治体(6.2%)となっていた。なお、括弧内は専ら教育行政に関与する弁護士を配置済みの自治体に占める割合を示している。

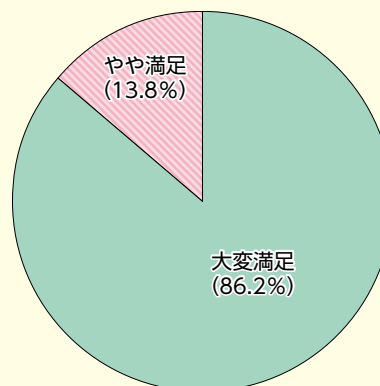
【注】 文科省が実施した令和2年度間の調査は、都道府県及び市区町村教育委員会を対象に、令和2年度における教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査を実施しており、全国の1,784の都道府県・市区町村教育委員会から回答を得ている。

5 満足度（令和2年度）

資料 特1-3-4 法務相談等における弁護士の対応に対する評価

	回答数（割合）
大変満足	163（86.2%）
やや満足	26（13.8%）
やや不満	0（0.0%）
不満	0（0.0%）
計	189（100.0%）

※ 括弧書きは、「教育行政専従弁護士による法務相談体制がある」と回答した教育委員会の合計（189）に占める割合



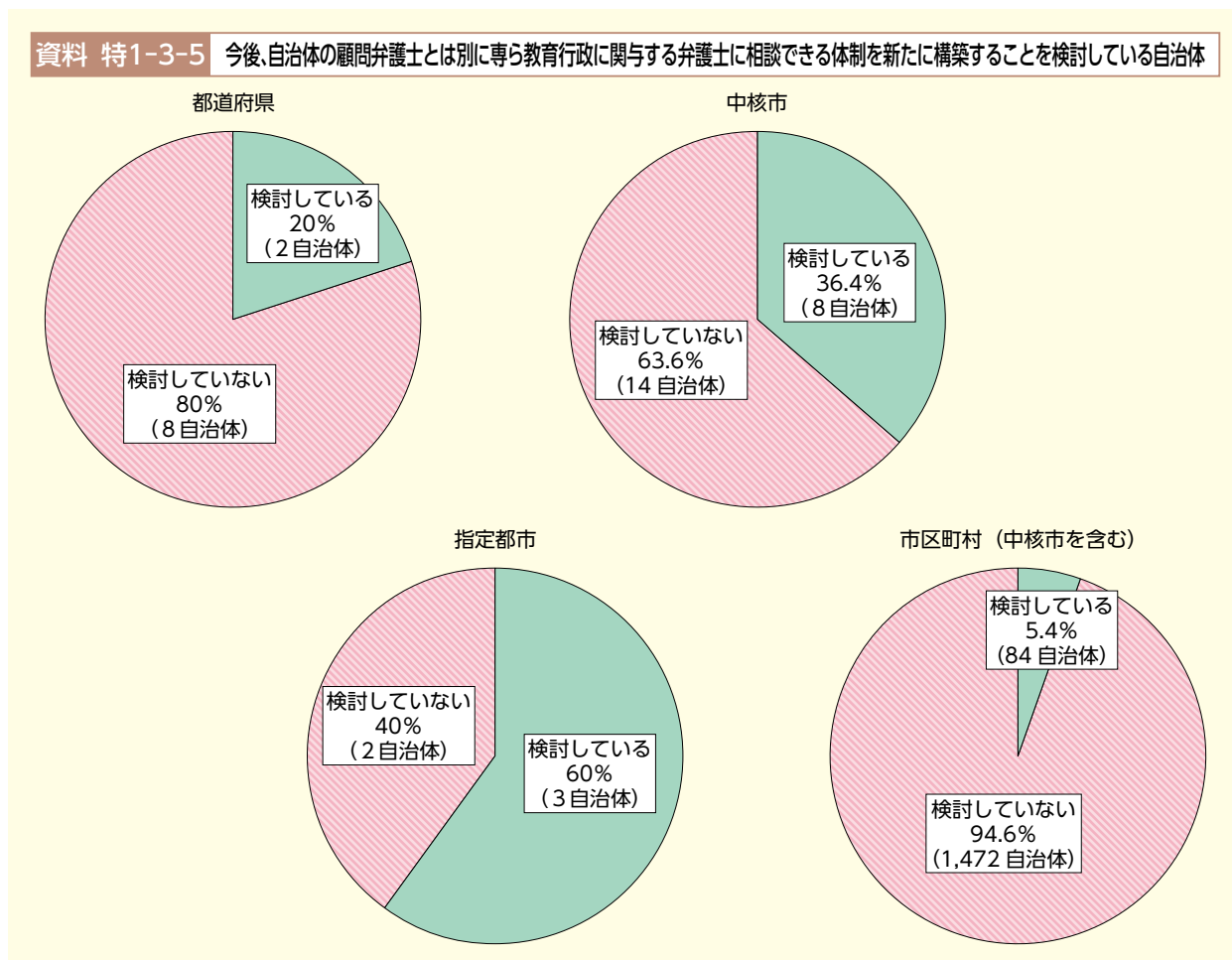
【注】法務省「法曹の質に関する検証結果報告書」による。

文科省が実施した令和2年度間の調査に基づき、「自治体の顧問弁護士とは別に、専ら教育行政に関与する弁護士」についての満足度を質問し、回答をまとめたのが資料 特1-3-4である。

大変満足が86.2%、やや満足が13.8%となっており、やや不満、不満の回答はなかった。「専ら教育行政に関与する弁護士」に相談できる体制がある自治体が213自治体であるのに対し、本質問に対する回答数は189自治体であることからすると、回答をしていない自治体を考慮したとしても、多くの自治体において、「専ら教育行政に関与する弁護士」について満足度が高いことが伺える。

今後の教育行政に係る法務相談体制構築の見通し(令和3年度)

資料 特1-3-5 今後、自治体の顧問弁護士とは別に専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制を新たに構築することを検討している自治体



自治体に対して、今後自治体の顧問弁護士とは別に、専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制を新たに構築することを検討しているかどうかを質問した結果をまとめたのが資料 特1-3-5である。

これによると、都道府県（2自治体）、指定都市（3自治体）、市区町村（84自治体）の合計89自治体が「検討している」と回答しており、「専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制」はますます普及していくと考えられる。

まとめ

今回の文科省の調査の結果、多くの都道府県・指定都市の自治体においては「専ら教育行政に関与する弁護士」に相談できる体制があることが伺われた。他方、市区町村においては、そのような体制がある自治体は、未だに10%程度にとどまっている。

ただし、市区町村については自治体毎に規模もニーズも様々であるものの、弁護士への相談の機会があることでより弁護士との適切な連携の必要性が顕在化していくと考えられる。そのような観点からは、今後都道府県においてその地域内の市区町村の相談を受けられる体制を整備していくことが、「専ら教育行政に関与する弁護士」に相談できる体制の普及にあたっては重要と考えられる。



今回当連合会が2021年に実施したアンケートによって、全国で対象期間においては、少なくとも379人が弁護士として学校に関わっていること、そして、そのうち226人が学校に助言し、104人が学校側の代理人として活動している状況を確認することができた。これより前に学校に関わる弁護士の数に関する調査は存在しないため、学校に関わる弁護士の増減は判断することはできないが、実態としてこのような数字が出たことは一定の成果であると考えられる。

他方、文科省の令和3年度調査では、都道府県のうち78.7%にあたる37自治体において専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制があると回答しているものの、市区町村（中核市も含む）についてはそのような体制にあるものが全体の10%にあたる161自治体にとどまっている（令和4年度調査でも専ら教育行政に関与する弁護士を配置している市区町村は194自治体だった）。

しかし、直近3年間のみでも、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律や、こども基本法等の新しい法令が次々と制定されている。また、文科省の調査の結果、「今後、自治体の顧問弁護士とは別に専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制を新たに構築することを検討している自治体」は、89自治体にも上っている。これらに加え、20頁で紹介した「法曹の質に関する検証結果報告書」では、満足度が非常に高く現在法務相談体制を持つ自治体も今後も継続することが見込まれることに鑑みれば、スクールロイヤー等、学校に関わる弁護士のニーズはますます高まっている状況と言えるだろう。

そのような状況においては弁護士側もスクールロイヤー等として活動できる知識や経験が獲得できる体制を整えていくことも必要である。学校に関わる弁護士にとって必要な知識として、学校に関わる法律のこのみならず「生徒指導」も挙げている弁護士が多かった。これらの知識は通常の弁護士業務において得られるものではない。そのため、スクールロイヤー等の学校に関わる弁護士としては、自ら学び、また、弁護士同士の情報交換を積極的に行うとともに、文科省が提案しているようなワークショップ型の研修を活用するなどして、学校現場からも教育分野に関する知見を得て、研鑽を積んでいく必要がある。

現在、スクールロイヤーと呼ばれる制度は全国で多種多様であり、制度の呼称にかかわらず学校に対する助言、学校の側の代理人としての活動、出張授業、研修等様々な局面で弁護士が関わっていることが明らかになった。そこで、今後は今まで蓄積してきた弁護士の在り方についての制度的な議論も踏まえ、子どもにとって最適な教育環境を守り続けることで、子どもの最善の利益を実現するためには、学校におけるトラブルのどのような場面において弁護士がどのように関わるのが適切なのか、また、助言を行う場合にはどのような内容が適切なのかを整理して具体的な議論を積み重ねていくことが重要と考えられる。